

資料編

1 計画の策定過程

| | 年月日 | 内容 |
|--------------------|-----------------------|-------------------|
| 令和5 (2023) 年 | 7月13日(木)～ 7月31日(月) | 関係団体等ヒアリング調査の実施 |
| | 7月21日(金) | 第1回刈谷市自殺対策計画策定部会 |
| | 8月4日(金) | 第1回刈谷市自殺対策計画推進委員会 |
| | 9月14日(木) | 第2回刈谷市自殺対策計画策定部会 |
| | 9月27日(水) | 第2回刈谷市自殺対策計画推進委員会 |
| | 10月12日(木) | 第3回刈谷市自殺対策計画策定部会 |
| | 10月27日(金) | 第3回刈谷市自殺対策計画推進委員会 |
| 令和6 (2024) 年 | 12月1日(金)～ 1月4日(木) | パブリックコメントの実施 |
| | 1月10日(水) | 第4回刈谷市自殺対策計画策定部会 |
| | 1月19日(金) | 第4回刈谷市自殺対策計画推進委員会 |
| | 3月 | 「第2次刈谷市自殺対策計画」策定 |

2 刈谷市自殺対策計画推進委員会

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき策定した刈谷市自殺対策計画を推進するため、刈谷市自殺対策計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、刈谷市自殺対策計画の推進に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、同年3月1日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略)

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|-------------------|-------|--------|
| 医療法人成精会 刈谷病院 | 院長 | 垣田 泰宏 |
| 愛知教育大学 健康支援センター | 教授 | 田中 生雅 |
| 刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会 | 副会長 | 中野 カズヨ |
| 刈谷市基幹型地域包括支援センター | 社会福祉士 | 鈴木 敦史 |
| 一般社団法人 刈谷労働基準協会 | 専務理事 | 渡辺 秀博 |
| 愛知県衣浦東部保健所 健康支援課 | 保健師 | 池田 真希子 |
| 愛知県刈谷警察署 生活安全課 | 警部補 | 沢田 慈子 |
| 刈谷公共職業安定所 | 次長 | 吉田 浩子 |
| 愛知県立刈谷高等学校 | 養護教諭 | 手嶋 由起 |
| サンエイ株式会社 | 保健師 | 神崎 友子 |
| 市民代表 | | 樽林 寛暁 |
| 市民代表 | | 浮邊 美砂代 |
| 刈谷市 福祉健康部 | 部長 | 加藤 雄三 |
| 刈谷市 学校教育課 | 課長 | 加藤 祐介 |

3 評価指標一覧

【計画全体】

| 指標 | 基準値 R4 (2022) 年 | 目標値 R8 (2026) 年 | 目標値 R10 (2028) 年 |
|----------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 自殺死亡率※ 資料：地域における自殺の基礎資料 | 16.8 | 13.0 以下 | 13.0 以下を継続 |

※自殺死亡率は人口 10 万人あたりの自殺者数。外国人を含む警察庁統計を厚生労働省が再集計した「地域における自殺の基礎資料」を使用する。また、自殺死亡率については、数値変動を考慮し、過去 5 年間の平均値を採用する。

【基本方針】

| 基本方針 | No. | 指標 | 実績値 R4 (2022) 年度 | 目標値 R10 (2028) 年度 |
|--------------------------|-----|---|---|--|
| 1 「気づき」と「つながり」による自殺対策の推進 | 1 | ゲートキーパー養成者数 資料：健康推進課資料 | 延べ 1,282 人 (R1 (2019) 年度～ R4 (2022) 年度) | 延べ 1,500 人 (R6 (2024) 年度～ R10 (2028) 年度) |
| 2 自殺のリスク低下に向けた取組の推進 | 2 | 自分にはよいところがあると思う子どもの割合※ ¹ 資料：全国学力・学習状況調査 | 76.9% | 85.0% |
| | 3 | かりや健康づくりチャレンジ宣言認定事業所のうち、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合※ ² 資料：健康推進課資料 | 88.0% | 94.0% |
| | 4 | 地域包括支援センターの総合相談件数 資料：長寿課資料 | 68,768 件 | 80,000 件 |
| | 5 | 自殺者のうち、自殺未遂歴がある人の割合 資料：地域における自殺の基礎資料 | 25.8% (5 年平均) | 19.5% (5 年平均) |
| | 6 | 就労支援を実施した人のうち、就労につながった人の割合 資料：生活福祉課資料 | 73.8% (5 年平均) ※ ³ | 75.0% |
| | 7 | 気軽に相談できる人や場所がある市民の割合※ ⁴ 資料：市民意識調査 | 64.9% | 73.0% |
| | 8 | 産後うつ病が疑われる産婦の割合 資料：子育て支援課資料 | 5.8% | 5.0% |
| 3 自殺予防に向けた連携体制・支援体制の強化 | 9 | 女性活躍推進に積極的に取り組む事業者である「刈谷市ハーモニーカンパニー」の認定社数 資料：商工業振興課資料 | 14 社 | 20 社 |
| | 10 | 自殺対策計画推進委員会の開催数 資料：健康推進課資料 | 1 回 | 1 回以上 |

※¹ 全国学力・学習状況調査において、『自分には、よいところがあると思いますか。』の設問に対し、「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合。

※² かりや健康づくりチャレンジ宣言の実績報告のあった事業所のうち、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合。

※³ 就労者の割合は、コロナ禍の影響を受けたため、平均値を採用。

※⁴ 市民意識調査において、『困りごとを気軽に話しあえる人や場所が身近にありますか。』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合。

4 用語解説

あ 行

| | |
|----------------|---|
| アイシーティー ICT | Information and Communication Technology の略。IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有する技術のこと。 |
| アウトリーチ | 積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。 |
| あかちゃん訪問 | 生後4か月未満のあかちゃんがいるすべての家庭を対象とした保健師や助産師による訪問事業。本市においては助産師が訪問を行い、母乳のことや育児の相談等に応じている。 |
| いじめ防止モニター | 地域の中で、いじめ防止に積極的に取り組む人のこと。学校ごとに、子どもにとって身近な保護者や地区長、公民館長、民生委員・児童委員、保護司等の公職者などから選出され、部活動単位、通学班単位で構成されている。地域生活の中から、いじめの早期発見、早期対応につなげることを目的としている。 |
| エスエヌエス SNS | Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。 |

か 行

| | |
|-----------------------------------|--|
| かりや健康づくり協力 パートナー制度 | 本市の健康づくりに協力してくれる店舗、事業所を認定する制度。 |
| かりや健康づくりチャ レンジ宣言事業所認定 制度 | 従業員やその家族の健康づくりに取り組んでいる、またはこれから始める事業所を募集し、優秀な取組をした事業所を表彰するもの。 |
| Q-U検査（楽しい学 校生活を送るためのア ンケート） | 子どもの学校生活における満足度や意欲、学級集団の状態を測定するアンケート。 |
| ゲートキーパー | 自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人。 |
| 心の教室相談員 | 生徒の成長・発達に伴って生じる様々な不安や悩みを和らげるための相談活動を行う相談員。 |
| 子育てコンシェルジュ | 様々な子育て情報を集め市民にわかりやすく伝える、子育てサービスの案内人。 |
| こども家庭センター | 子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口。 |

さ 行

| | |
|-----------------|---|
| 産後うつ病 | 出産後数か月以内に発症するうつ病のこと。産後に気分が沈み、日常生活でそれまで楽しいと思えていたことが楽しく思えなくなったり、物事に対する興味がなくなったりする症状がみられる。 |
| 自殺総合対策大綱 | 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成19(2007)年6月に初めての大綱が策定された後、平成20(2008)年10月に一部改正、平成24(2012)年8月に初めて全体的な見直しが行われた。令和4(2022)年10月には第4次となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が示されている。 |
| スクールカウンセラー | いじめや不登校、学校での困りごとを抱える児童生徒に対し、学校現場で臨床心理の知見に基づき、児童生徒に向き合い教員と共にサポートする専門スタッフ。学校内で教員とは異なる立場、人間関係から児童生徒や保護者に関わり、教員と連携して問題に取り組むことで、様々な問題の心理的な要因に対するケアを手厚くすることを目的としている。 |
| スクールソーシャルワーカー | いじめや不登校、学校での困りごとを抱える児童生徒とその家族を支えるための専門スタッフ。教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有しており、学校を中心とした子どもを取り巻く環境への働きかけを行うことを目的としている。 |
| スクール・ほっと・アシスタント | 不登校傾向の生徒や保護者に対する個別サポートを行う支援員のこと。 |
| セクシュアルハラスメント | 性的な言動により、相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為。 |
| セルフネグレクト | 本人自身の基本ニーズ(衛生面、服飾面、食事など)を顧みない行為。 |

た 行

| | |
|--------------|--|
| 地域自殺実態プロフィール | 地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援することを目的に、自殺総合対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。各地方公共団体では、提供される地域自殺実態プロフィールを参考に地域自殺対策計画を策定し、総合的な自殺対策を推進することとなっている。 |
| チームオレンジ | 認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのこと。 |
| 中小企業コンシェルジュ | 中小企業を巡回訪問し、ニーズの把握、経営課題の相談、支援制度の紹介を行う役割を担う人。 |

な 行

| | |
|--------------|---|
| ニート（若年無業者） | 就労・就学、求職活動をしていない人のことを指すことば。厚生労働省では「15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者」と定義されているが、本計画においては、15～39歳を対象として推計ニート数を算出している。 |
| 認知症カフェ | 認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の人本人や認知症の人を介護している人が、情報交換や相談、交流ができる場として開催されるカフェのこと。 |
| 認知症サポーター | 認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者として自分のできる範囲で活動する人のこと。 |
| 認知症初期集中支援チーム | 専門医、保健師、看護師、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士などで構成され、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。 |
| 認知症地域支援推進員 | 医療・介護等の支援ネットワーク構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援・支援体制の構築等を行う人のこと。 |
| ネグレクト | 幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。 |

は 行

| | |
|--------------------|---|
| ハチマルゴウマル 8050問題 | 高齢の親と働いていない独身の50歳代の子とが同居している世帯に係る経済的困窮や社会的孤立に起因する問題。 |
| パートナーシップ宣誓制度 | 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、双方または一方が性的少数者（性自認が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向が異性のみでない者等）である2人が宣誓し、市が「刈谷市パートナーシップ宣誓書受領証」を発行する制度。 |
| パワーハラスメント | 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等、職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為。 |
| ひきこもり | 様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外の交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態の人。 |

フレイル

健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。フレイルは、運動器の障害で移動機能が低下したり、筋肉が衰えたりする「身体的フレイル」、定年退職やパートナーを失ったりすることなどで、うつ状態や軽度の認知症の状態になる「精神・心理的フレイル」、家に閉じこもりがちとなって、社会とのつながりが希薄化することで生じる「社会的フレイル」があり、これら3つのフレイルが連鎖していくことで、自立度の低下が急速に進むことが指摘されている。

や

行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。

ら

行

ライフステージ

人の一生における、加齢に伴う諸段階を表す言葉。人の一生を年齢によって乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、高齢期などに区分したそれぞれの時期。

わ

行

ワーク・ライフ・
バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態にすること。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされる。

第2次刈谷市自殺対策計画

～ みんなの「生きる」を支え、あしたへつなぐまち“かりや” ～

発行 令和6(2024)年3月

発行者 刈谷市 / 編集 福祉健康部健康推進課

〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 総合健康センター1階

TEL:0566-23-9559

FAX:0566-26-0505
